

農林水産省国立研究開発法人審議会水産部会
第18回書面審議概要

水産庁増殖推進部研究指導課

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月総務大臣決定）において、通則法第35条の4第4項で規定する「研究開発に関する審議会」である国立研究開発法人審議会水産部会については「国立研究開発法人が中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。」とされているので、当該事項を議題に持ち回り（書面審議）による同審議会水産部会を開催した。

1. 日 時：令和3年2月16日～17日

2. 審議委員：金子豊二委員、大越和加委員、佐藤安紀子臨時委員、岩渕昭子臨時委員、長岡英典臨時委員、高橋明義専門委員、辻雅司専門委員、東海正専門委員

3. 審議議案：

国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の検討状況について

4. 書面審議概要：

令和3年2月16日～17日の期間、2名の委員、3名の臨時委員、3名の専門委員全てから回答が得られた。全ての回答について「意見の取り扱いを部会長へ一任可」であり、それら取りまとめた結果を部会長へ通知し、水産部会の総意という了解を得た。

これをもって、「国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の検討状況について」は水産部会として正式に「適切な助言を行い、客観的に確認した」と議決された。